

第3章 組合活動の歴史

はじめに

日本大学の教職員組合は、21 支部を抱え、職種においても大学教員、職員、高校教諭、医療職員など多様であり、地域的にも広域に拡散している。従って、要求も多様であり、執行委員会をはじめその活動は非常な困難さを秘めている。一方、日本大学は、本部という法人事務所機構と学校事務所機構という仕組みを併せ持つ存在によって、大学法人と教育研究機関としての日本大学を混同させ、強大な予算規模と教職員を擁し、各部科校をコントロールしている。こうした関係は、日本大学における民主的活動を困難にしているが、それ故に組合の存在と活動の必要性は大きい。そこで、日本大学において創立以来 50 年間、私たちの組合がどのような活動をしてきたか、その歴史をまとめてみた。なお、1996 年以前の内容については、『日大白書 第3号』に依存するところが大きい。入手が困難なためあえてかなりの部分を重複して記述した。また、ここ 10 年の日本大学の状況と組合活動については、本誌第 1 章の提言として詳しく分析、記述しているため省いた。

1. 組合結成前史
2. 組合結成期とその直後の状況
3. 全学的日大闘争と組合への弾圧—法廷闘争と支援活動
4. 活発化した組合活動—組合運動の発展
5. 民主化運動

1. 組合結成前史

(1) 組合結成前の日本大学の状態

戦前（1933年）から総長を務め、永年日本大学に君臨してきた山岡寓之助が、戦後GHQにより公職追放になり、替わって呉文柄会頭・総長、そして50年には古田重二良が理事長に就任した。この頃、旧軍用地を新校地として獲得し、大学規模拡大の基礎を築いた。52年には医、歯学部が認可され9学部となり総合大学となっていた。その後、呉、古田の間に勢力争いが起こり、呉は総裁職に祭りあげられ、古田は会頭に就いて実質的権限を手に入れた。

古田は、財政の健全化、能力に応じた昇進等を謳い、日本大学を日本一の大学にすることを目標とし、独立採算制の強化、学生数の増加、そのための学科の増設等を行なう一方、本部機能を強化した。

当時、専任の事務職員は少なく、事務局の課長などは教員の兼職となっていた。古田は、専任事務職員として運動部出身者の採用を中心に事務局体制をつくり上げ、教員との対立的関係や支配体制を構築した。これによって呉総長の時代に派閥的対立が激化し、本部と学部、教員と事務局のなかで、古田派と反古田派として色分けされ、派閥が形成されていった。また、表面化しなかったものの、古田体制の在り方を批判し、大学らしい学問研究・教育の場を求める教職員の声もあった。

古田体制は、「日本一の大学」を目指し、マンモス大学を形成した。その手法は、学部の独立採算制によって、学部間の規模拡大競争を促し、いわば「水揚げ競争」を促した。これによって、各学部・学科も大きくなったが、拡張主義は学生の教育条件、教職員の教育・研究・労働条件の悪化となって現れ、部科校間での待遇の格差も拡大した。また、学部長や事務局長の権限が大きくなった結果、学内に群雄割拠の風潮が出始めた。また、急膨張する学生数に対応して教員数を増やさなかったため、教員一人当たり学生数は増える一方で、劣悪な教育・研究条件の下におかれた。そして学生の不満が出始めると、運動部学生などを使って恫喝したり、一部には思想教育や教員の思想調査なども行われていた。教職員の中には不平、不満、不安の要因が潜在的に蓄積されていった。しかし、古田会頭が、日大は家族主義の大学で、学生運動と組合はつくらせないと豪語していたように、労働組合の組織化は困難であった。

(2) 組合結成前史

組合は一挙に結成できるものではない。非民主的な大学運営や人事・給与など様々な格差などの不満が累積し、潜在的な動きや失敗の繰り返しの中から誕生する。

現在の組合が結成される前にも、何回かの、組合結成の動きや組合の結成があった。1947年10月、当時工学部（現：理工学部）の予科のあった郡山に、日大郡山教職員組合が結成される。続いて、世田谷予科、農学部予科、駿河台予科に教員組合、世田谷予科には職員組合も結成され、これらの組合により、予科教職員組合連合会が1947年12月に設立された。翌年にはさらに三島予科教職員組合が参加した。1949年、学制改革にともなう予科廃止にともない、予科は新制大学に繰り入れられることになった。予科の教職員はいったん解雇され、再雇用されるという形になった。しかしこの時、組合連合会の現・前執行委員12名を含む13名が再雇用されなかった。組合側は、不当労働行為として大学側を都労委に提訴したが決着の見込がつかず、大学の圧力や生活の窮乏などのため、次々と提訴が取り下げられた。こうして連合会は自然消滅し、中核となっていた郡山教職員組合も1950年11月には解散を余儀なくされた。

連合会は学部間をつなぐ組合的組織としては初めてのものだった。板橋病院、大学本部でも一時組合が結

成されたが、それ以後は全学的な組合は現在の組合が結成されるまで存在しなかった。ただ、日教組私学部などの全国組織に個人加盟をする人々などが存在し、民主的な動きが完全に停止したわけではない。しかし、現在の組合を結成する動きは、これらの人が表面に出て始ったわけではない。

2. 組合結成期とその直後の状況

(1) 組合結成

大学膨張による弊害が生じてきて、大学らしい大学にしたいという教職員の声も高かったが、古田体制に対する反古田の権力争いも激化していた。本部の一部、文理学部や経済学部、横浜高校などの反古田派に対して古田側は人事あるいは財源による締めつけを行い、対立は激化し、相互監視の状況も強まり敵味方に分かれ相互に疑心暗鬼の状況であった。このような状態から、組合結成の必要性が痛感されてきた。

反古田派は、1966年（昭和41年）春に当時大学本部（現法学部図書館）前の桜門ビルに「桜門クラブ」の事務所を設けた。それは人事等で追い詰められた反古田派が「組合結成」を派閥争いに利用しようとしたものであった。それが組合結成の母体となった面は否定できない。

組合結成の呼びかけ文は「学園浄化と生活権擁護のため」と題され、謄写版刷りながら和文タイプで作成され、日本大学教職員組合結成準備委員一同の名で、部科校ごとに手渡しあるいは郵送された。しかし、組合結成大会まえには、妨害する様々な策動が行われた。

組合結成大会は、1966年9月10日、新宿厚生年金ホール会館4階で約200人の参加者を集めて開かれた。準備委員会は大学側の妨害を予測し、また、警察から右翼団体が殴り込んでくるかも知れないとの通報もあり、警官の出動を要請するなどの警戒もなされたが、大会は無事終了し、内容証明郵便を以て大学側に組合結成を通告した。組合本部は桜門クラブ内に置かれた。10月25日、東京地労委により労働組合と認められ、翌日証明書が交付された。

組合結成大会は非常に微妙な時期に行なわれたといえる。もう少し早ければ古田体制が強固で組合は結成直後に潰された可能性があるし、また、もう少し遅ければ、日大紛争収拾後の締めつけに乗じて、潰されていた可能性が大きい。実際、後に述べるように、日大紛争が収拾に向かう段階で組合3役員解雇が行なわれた。その段階では、組合はある程度地盤を固めていたため、崩壊に至らなかったと考えられる。このように、組合の結成と存続には複雑な面を有していた。

組合を結成するに際しての最初の最大の目標は、組合を継続させることであった。そのためできるだけ教職員の理解を得られることや大学側に乗じられる隙をつくらないことなどに気を配っていた。結成時のスローガンは、「学園の明朗化」「教育環境の充実」「人事の公正化」などで、労働組合の言動として極めて温和なものであった。結成大会の参加者は職員が主導し、初代の執行委員長は本部の桧山和彦管財課長がなり、執行委員もほとんど職員であった。組合員も部科校の反古田勢力の強弱によって参加がみられたが、多くの教員は様子見的、あるいは大学執行部ににらまれるのを恐れて無関心を装っていた。こうしたことから、反古田派が法的に認められた組合を勢力争いに利用しようとしたことが窺われるし、大学当局も、組合は派閥であると公言していた。

派閥争いの道具として結成された面も否定しきれない組合であったが、日大の民主化を望み労働組合の必要性を痛感していた教職員の参加は、徐々に本来の労働組合に発展させ、後の裁判闘争などを通じて、派閥

争いのためにのみ組合に参加した人達は脱落して行った。日本大学における組合設立は、新聞や、雑誌などマスコミに大きく取上げられたが、大学側は陰に陽にいろんな妨害行為を行ってきた。

さらに、1967年1月7日には、理事らによる「組合設立は日本大学の建学精神にもとる」という主旨の声明を発表、組合側は東京都労働委員会に不当労働行為として提訴し、都労委は組合妨害は大学組織によるものと認定し、翌年12月24日、排除命令の裁定を下した。しかし、その後も、組合3役員などが解雇され、法廷闘争が展開されることとなった。

(2) 団体交渉と諸要求など

組合活動の第一歩は当局との団体交渉である。組合が大学当局を団体交渉の席に着かせるのは現在でも大変な課題であるが、困難の中で第1回目の団体交渉は1966年9月28日に行なわれた。そこでは就業時間中の組合活動、大学施設の利用を認めること、及び、独善的人事及び独善的給与を廃止し、人事及び給与委員会を設置すること、教職員寮の設置か、住宅手当を支給せよ、など基本的なことが要求された。そして「日本大学と日本大学教職員組合は憲法及び労働諸法規に基づく団結権、団体交渉権、団体行動権等の諸権利を確認し、その適正なる行使を容認すると共に労使関係を安定させ、大学の発展と学問の自由、教職員の生活及び福祉の増進を目的として双方誠意をもってこれを遵守することを確約する。」との合意書が締結された。これは画期的なことであった。しかし、数日後には大学側はこれを「諸法規の尊重は当然で、合意書は必要ない」、「組合活動は就業時間中はしてはならない」、「組合事務所、掲示板は貸与しない」、「人事権は大学の専決事項であるから回答はしない」とした上で、団交ではなく「懇談事項」として回答した。そして基本的には組合を認めようとしなかった。

また、組合のビラ配りを暴力的に妨害したり、団交を拒否するなどの妨害もしばしば行なわれた。そのため、見張りを付けて集団でビラ配りをする等の自衛策を取ることが多かった。

組合の粘り強い闘いの結果1966年末頃からは曲がりなりにも団交が行なわれるようになった。就業時間中の組合活動および大学の掲示板使用も認められ、組合事務所については、1967年2月24日に協定書が取り交わされ、桜門ビル（現在の法学部13号館）4階を事務所として使用できることになった。また、団交においても執行委員以外に多数の組合員が詰めかけたり、大学本部にビラを貼ったりしては、反組合の職員とトラブルが生じた。また、各部科校の支部設立のためのオルグ活動なども、校内でなく近所のホテルや旅館を使って行われることもあった。この頃は組合側も大学側も団交に不慣れであったことによる怒鳴り合いなどのトラブルもあった。

古田会頭は事あるごとに日大は家族主義の大学であることを宣伝し、大学には組合が無いこと、学生は全学連に加盟していないことを誇ってきた。当然、結成された組合に対して妨害行為を行った。この頃、様々な事件が生じている。

組合に対する直接攻撃でなくても、結成に理解のあった日大高校の斎藤校長が当局により不適格とされ、これに対する教諭の校長擁護の「連判状事件」などその一例である。また、「日本大学教職員会」などの組織も結成された。

この頃、組合は当局を不当労働行為で都労委に訴えるような事態がしばしば発生している。都労委は十数回の審問の後、「日大は、教職員が、組合に加入し、または組合活動をするを妨げる言動をしてはならない。」という命令を1968年12月に下した。この都労委の命令によって、組合が教職員の利益を守る組織として法的に認められたものであることが示された。

3. 全学的日大闘争と組合への弾圧－法廷闘争と支援活動

(1) 20 億円使途不明金事件と日大紛争

使途不明金事件は、日本大学の歴史の中でも、組合の発展の中でも、大学の状況を大きく変化させたという点で最も重大な事件であった。裏口入学金に関する小野竹之助理工学部教授の脱税問題に端を発して 1968 年 2 月と 3 月に各部科校に東京国税庁の源泉徴収に関する査察が入り、新たに 20 億円の使途不明金があることが判明した。査察直後に経済学部会計課長の富沢広氏が失踪し、理工学部会計課徴収主任の渡辺はる子氏が自宅で「潔白」との遺書を残して自殺した。この査察結果の一部が 4 月 14 日にマスコミによって報道され、国会でも取り上げられることとなった。

大学当局は、緊急理事会を開き「刷新振興委員会」を設置して刷新案の作成に着手した。組合も早期解決のために理事総退陣の勧告を行い、「特別調査委員会」を設けてその問題の調査に当たり、7 月にその調査結果を公表した。

使途不明金事件をきっかけに「日大紛争」を有名ならしめ、その後の東大をはじめ全国諸大学での「大学紛争」の端緒となったものは、自治権を奪われていた日大の学生たちの怒りであった。経済学部・短大商経科学生会は 20 億円脱税事件について討論会を 5 月 24 日に開いたが、体育会系学生によって暴力的に妨害され乱闘騒ぎとなった。この事件以降、学生の抗議集会デモが繰り返されるようになり、いわゆる「日大紛争」に発展した。5 月 27 日には全学共闘会議（議長・秋田明大（経済学部学生会委員長））が結成され、6 月 11 日には「大衆団交要求全学統一集会」が開かれ、体育会系学生などの妨害や機動隊の出勤もあり「6.11 流血事件」となった。その後もバリケード撤去の「9.4 強制執行」も行われ、使途不明金問題は、学生たちの 1 万人を超える両国講堂における深夜に及ぶ大衆団交（9.30 大衆団交）となり、古田会頭は退陣を約束した。しかし、当時の佐藤栄作首相は「日本会」（佐藤総裁、古田会長）での結びつきから、問題視し、機動隊導入などの弾圧に発展した。

こうして学生たちの活動は一挙に噴出したが、その端緒となったのは、勉学条件に矛盾を抱える大学が、学生たちの民主的活動を恐れて力による弾圧をしていたからである。経済学部では、学生会が 4 月 20 日の新入生の歓迎会を大学に無届けで開催したことに対して、学生会執行部の 15 人を期限付き自宅謹慎処分にし、学生証検査によって学内への学生の出入りを厳しくチェックするようになった。こうしたことが学生の抗議集会などの発端となり、全学的に学生の闘争委員会が結成され、大学と対峙することとなった。この頃はまともな授業は行われず、あちこちに分散して疎開授業が行われ、レポートによる単位認定は当たり前となっていた。

この後、6、7 月には各学部の教授会が次々と理事総退陣の決議、勧告を行った。それに加えて教授会メンバーではない 9 学部の助教授、専任講師、助手たちが集まり、全学的規模での集会が 9 月に私学会館において開かれた。そしてその会合は「日本大学教員連絡協議会（教員協）」と名付けられ、「各学部、各層の自主性を尊重し、全学的問題解決のための協力」という方針が決められ、組合員も多数参加した。このとき各学部に「助講会」や「助手会」なども形成された。組合は、この教員協及び、設立された大学院連絡協議会の 3 者で「全学協議会」を 10 月に理工学部 5 号館で結成した。翌月、全電通ホールで全学教職員・院生総決起集会が開かれ、学内各層を結集した初のデモが行われ、その後、全学協議会の支援の下で教員協は 48 時間ハンストを決行した。12 月に全学協は法学部 1 号館で公開直接交渉を要求したが、理事達の欠席により抗議デモとなった。また、共同でシンポジウムなども開催されたりして、しばらく活発に活動していたが、地理的に集まりの困難性もあって大学当局の立ち直りとともに消滅した。しかし、日大における民主的發展を

掲げた3者の部科校横断的組織の存在意義は評価できるであろうし、これには組合が関連して成長した面があることも否定できない。

(2) 組合3執行委員の解雇と告発問題

1968年11月に、山梨県の春日居村の山林の購入について、片岡弘昌、立田勇雄、小林忠太郎たち教職員11名の告発グループが古田会頭と佐々木理事を背任・横領の疑いで東京地方検察庁に告発状を提出した。大学当局は告発した教職員を解雇した。片岡、立田両氏は組合執行委員であったが、告発していない松山委員長も解雇された。小林氏は農獣医学部支部の初代支部長を務め、積極的に組合活動を行っていたが、過激な全共闘を支援して組合と同一歩調をとらなかったため、解雇事件で充分闘えなかった。

組合ではこの告発問題を取り上げるかどうかで多くの時間を割いて議論していたが、告発グループが資料を組合に提出しようとしないうちに、独自に告発を行った。組合の設立当時は、組合の本来の役割に期待して加入した教職員だけではなく、派閥的な動きの中で加入した人も多く、告発問題もその状況の一端であった。

大学当局は告発グループではない本部職員の松山委員長を組合に対する見せしめとして解雇した。組合は3名の執行委員の解雇という事態に対処するために「不当解雇撤回闘争委員会」を設置し、全組織をあげて徹底的に闘うとの闘争宣言を出した。東京地裁へ「身分保全、賃金支払仮処分命令申請書」を、都労委へ「不当労働行為救済申立書」を提出した。また組合は3月より「日大闘争ニュース」を発刊し、他私大労組などへの訴え、解雇者への扶助金や法廷闘争費用のためのカンパ活動などを行い、本格的に当局との闘争態勢を整えていった。

組合の解雇闘争の最中に、告発グループの片岡、立田両氏は当局との裏取引に応じて組合に無断で金銭的に和解して依願退職となった。残る松山氏の解雇撤回闘争は、組合員の法廷動員などもあって都労委による和解の斡旋により1973年8月に和解協定書が当局との間に結ばれた。彼の和解条件は、元職復帰、完全バックペイという組合の主張が全面的に取り入れられたものであった。

(3) 部科校での弾圧と不当解雇状況

この頃、各部科校で組合潰しとも思われる組合員への解雇処分や出校停止などが行われた。本部図書館職員は全員が組合員であった。理事会は1970年2月に「学部図書館充実のため」として本部図書館を一時閉館し、全職員を休職扱いとした。組合の本部支部潰しであった。組合員の一人は配転を希望したが、1年間休職の後に規定によって解雇された。東京地裁に身分保全仮処分の申請が行われた。

歯学部では、組合員の松岡敬一郎、三輪光司の両氏が日大紛争中に歯学部闘争委員会を扇動した等の理由で、授業から外され、同調する5名に出校停止命令が出された。その時、2人は研究室への出入りを当局によって妨害されたが、東京地裁へ妨害禁止等の仮処分申請を行い、地裁は研究室への立入自由を大学に命じた。組合は、妨害問題、解雇問題についての団交を拒否され、東京地裁へ団交応諾の仮処분을申請し、地裁は団交応諾の仮処分命令を下した。しかし、当局は教授会の決定として両氏を懲戒免職とした。

工学部では、工学部闘争委員会によるバリケードを撤去した後の研究室に「加藤先生情報ありがとう」という落書きが残されていたという理由によって加藤清教授が解雇処分された。組合の工学部支部は学部当局に支部団交を申し入れたが拒否され、福島地裁郡山支部に団交応諾の仮処분을申請し、同日仮処分が決定された。しかし、三井三池炭鉱の労務対策屋として名を知られ、わが校では労務対策者として大学の任命を受けた野引勇学部長は、加藤教授を「学園紛争解決に非協力的であった」という教授会の意向として辞職勧告を行い解雇した。加藤氏は福島地裁郡山支部へ提訴し、郡山地裁の和解斡旋により和解に応じたが、職場復帰ができなかった。工学部ではその他、物理学教室の市丸俊夫副手の解雇問題、工学部に附置された東北工

業高校（現日大東北高校）においては、教職員が「学校の必要とするいっさいの措置に従う」という誓約書の提出を強要され、これに多くの組合員が提出しないため校務分掌から外されるなど、組合の分断工作が露骨に行われた。また、工学部支部長菅田克彦氏他 6 人に対して一時金で差別支給も行われた。

明誠高校では、組合の書記長であった金子進教諭が、勤務状況が悪い、職務上の義務に違反したなどの理由で 1970 年 4 月に解雇された。組合は直ちに東京地裁に提訴し、1975 年に和解が成立し当局は金子氏の懲戒免職を撤回するが、金子氏は依願退職することとなった。この金子解雇撤回闘争をきっかけに付属高校の教員達により連絡会が作られ、高校の間の横のつながりができた。この連絡会は後に組合の「高校部会」へと発展して、付属高校の組合運動の前進へとつながった。

この他、生産工学部において 1969 年に、統計学科の組合員ではない教員 7 名が解雇される事件があり、この時は教員協が中心となり支援したが、6 月に統計学科の全員が辞任して幕引きとなった。

野引勇はその後も労務担当理事として、組合に対して出席人数制限など強引に団交ルールを押しついたり、団交を拒否し続けたりした。また、1967 年に御用組合としての「教職員連合会」を利用したり、「私は組合員ではない」という確認書を取ってベア差額を支給したり一時金やベアで組合員に差別を行う等、組合に対して露骨に攻撃を行い、大学と組合の関係を悪化させた。

4. 活発化した組合活動－組合運動の発展

（1）組合の諸活動

こうして古田体制が崩壊、理事会も新体制となって、3名の執行委員の解雇撤回闘争も和解するなど、日大紛争も一段落し、大学当局と組合の関係はようやく正常化へと向かった。1973 年から執行委員長は桧山氏から小林宏氏に代わった。当局としてもいたずらに組合を弾圧して潰すよりも、組合の存在を容認し、利用して大学の安定的運営を行うように転換したと推測できる。

70 年前後からの組合活動は活発であった。経済闘争では当然であったが、1968 年には組合員の要求を掘り起こす「アミの目」活動と「私の要求」運動が行われ一定の条件改善要求につながった。

1969 年の春闘団交について大学当局は団交拒否を続け、出席者制限などの方策に出たが、組合はこのような大学当局の一方的な団交拒否に対処するため、夏休み明けから胸にリボンをつける「リボン闘争」を展開するとともに、1970 年 2 月に都労委に不当労働行為として提訴した。この闘争を契機に各支部において職場新聞「おはよう」（医）、「りぼん」（経）、「日刊ブザン」（現在、「ブザン」）（豊山）、「ミニ・ニュース」（商）、「さくら」（文理）、「ならしのかわらばん」（現在船橋）などが発行されるようになった。翌年には机の上に要求を書いた円筒形の筒を置く「えんとつ闘争」も展開された。

1975 年には、春闘と年末闘争に力を集中し、諸要求実現運動のために資料として『春闘パンフ』がはじめて作られた。翌年の牧野富夫委員長の時には、組合員だけでなく多くの教職員の要求を実現するための方法として「全学合意運動」が提唱され、この運動と基本理念は現在も継承されているといえよう。その後も、伊予軍記委員長による組合員 1000 人目標の拡大運動の提起など創意工夫をこらした運動が展開されてきた。

（2）経済要求

1) ベースアップ

この頃の組合の活発な活動は、経済的な要求で大きな成果が見られた。当時、部科校間の給与格差も大きく、社会的な動向もあって相対的に高い賃金改定を勝ち取ることができ、一律分を大きくしたり、職能給導

入を白紙撤回させるなど比較的大きな成果を得た。また、95年以降はベースアップに関して、給与の金額改定だけに止まらず学内の職種間、等級間、男女間に大きな格差がある中で、上に厚く下に薄い賃金カーブ、規定通りなされていない前歴換算、若年層の低賃金などの体系是正を要求してきた。0.7%と僅かではあるが是正原資枠を獲得した。この他、95年には、①大学の専任講師層の30から40歳代前半の賃金を重点的に引き上げ、助手層の賃金カーブを是正する。②事務職員（職1）と医療職員（職3）の逆転を是正する、などの回答を得ることができた。

給与の絶対額に影響するベースアップでは、80年代半ば以降1990年までは社会的動向、バブル経済や同僚他私大との格差是正などもあって、当局が、「年収は同僚大学より良い」などと抗弁するが、組合の粘り強い闘いの結果、比較的高いベースアップを達成できた。

1974年には基本給×30%+一律30,000円の要求に対し、26%+一律3,000円を獲得し、一時金についても大きな成果を上げた。その後はほとんど前年度実績を下回りながらも2%前後のベアを達成するが、1994年以降は要求額と妥結額の差が開くばかりとなり、定昇抜きの基本給で団交を重ねながらも1.54%を獲得して以降は1%以下が当たり前となった。また、1975年には給与が基本給と加給（15%）に分けられ、ベアを基本給部分にしか適用しないという当局の方針を撤回させることができなかった。その後、2001年のベアは平均0.19%（808円）、定昇込み2.44%を達成した後、2003年以降はついにベアゼロ回答で5～7回の団交を重ねたにもかかわらず団交打ち切りなどで収束している。

大学当局は、1990年代後半から現在に至る間に団体交渉に際して大学財政の「赤字化」を主張し、人件費削減の必要性を強調している。これに対し1996年には、日本大学会館にて開催された「組合結成30周年祝賀会・シンポジウム」において、竹内幸雄氏（前執行委員長）は「大学財政—『赤字論』の再検討」を論じ、その後も団交などで「赤字論」を論破してきているが、近年では大学は先行き不安や財政危機を強調することによってゼロ回答が当たり前ようになってきている。

これには長期不況など社会情勢の変化の影響もあるが、当局が何よりも組合の弱体化につけ込んで賃金関連・諸要求に対して厳しい回答で対応するようになったからでもある。

しかし、組合では支部を中心に給与の格差是正に関しては一貫して取り組んで、不十分ではあるが成果を挙げている。

2) 一時金

一時金に関しては、夏季2.3ヶ月、年末3.2ヶ月、年間計5.5ヶ月をベースとして確保したうえでそこからどれだけ上積みさせるかが団交における闘いであった。ベアが停滞する中で、一時金も少なくなるが5～6回の粘り強い交渉の結果、2008年までは交渉で6.55ヶ月分に（+2万円+0.03ヶ月+18500円+3000円など）上積みを獲得していたが、2009年以降は、夏季2.85ヶ月・年末3.7ヶ月、合計6.55ヶ月で、ほぼ同率に終始している。

一時金の交渉では、1998年度までは3月に支給される年度末一時金は新年になって交渉し1ヶ月+αが支給されていたが、その後、年末一時金の中に込みで決定されるようになった。また、2000年までは、夏季一時金と年末一時金は別々に2期に分けて要求し、別個に団交が行われていたが、2001年からは年間として一括して要求を出し、一括回答を得るようになった。これは秋期の活動において諸要求に力を入れるという方針上の転換はあるものの組合の交渉力の弱さという内実によるものとも思われる。

95年には、一時金の算定基礎からの役職手当の除外を達成した。同僚他私大との格差是正は実現しなかったが、学内の格差を多少とも是正するために、95年度から「役職手当」を一時金の算定基礎から除外する原則を確認した。これは役教職員の給与水準が他私大と比べても上位にあり、その上一時金にも上積みされれば二重の厚遇となり、支給対象人数からしてもかなりの財政負担になっており、格差是正の柱の一つとして組合が従来から主張してきたものであった。しかし、役職手当を算定基礎から除外する約束をするも、一時

金支給に当たって査定という名目をつけて「補填支給」としてすり替えられた。しかし、こうした課題の交渉の中で、およそ1週間で教職員から1,100名を越える組合への賛同署名が集められるなどの活動もみられた。

3) 諸手当 (家族手当、住宅手当等)

諸手当に関しては、1967年に住宅手当5,000円、家族手当(配偶者5,000円、第1子2,000円、その他1,000円)を交渉の結果獲得し、通勤手当の全額支給を要求し達成した。その後、ベースアップの交渉の時に、家族手当や住宅手当の交渉が行われたが、1987年から95年にかけて家族手当(配偶者23,000円、その他11,500円)、住宅手当(世帯主22,500円、その他15,300円)とも少しずつ引き上げられ、2001年には僅かのアップがあった。その後はほぼ固定化している。諸手当に関しては、組合活動の活発な時期に他私大と並みにまで引き上げたことが現在値の基となっている。

(3) その他の要求

経済的要求は、組合活動の中心的課題であるが、日本大学が学問の府として社会的責任を果たすために、あるいは、我々が一つの目標としている同僚他私大並みにするためにも、改善されなければならない問題が多く残されている。

教育・研究・医療・労働の諸状況改善の要求については、毎年の団体交渉で行われて部分的には前進している面もある。例えば、教職員子女の縁故入学が廃止されたり、1980年の入試に際しての「総長示達」の表明、理工系学部での助手・副手の昇格遅れの問題、高校教員の強制配転の問題などへの取り組みである。また「安全衛生法」などの交渉で各部科校に委員会を設置させたことは成果である。同委員会は、法律によって大きな権限が与えられ、大学に対して命令する権限を有し、単に安全衛生面だけではなく、労働条件に対しても改善を命令できる。それらの委員は、それまで大学当局が任命していたが、2007年11月の団交において、大学側から「法規に沿って安全衛生法の規定を改定、来年4月1日施行と今年度中に安全衛生委員会の委員選任を行う」と回答を得ることができた。

(4) 組合諸機関の活動

日大は各部科校で諸条件が異なり、各支部で解決すべき特有の問題が多い。特に、大学と高校、医療関連では給与体系も異なり、その労働条件や諸要求も多様になるため、各支部の交渉と中央での団体交渉での大学側の責任の投げ合いなどもあって極めて複雑で、活動の障害と実現の困難さとなっている。

1) 執行委員体制(別表参照)は、2000年頃までは20名~15名程度であったが、組合員数の減少とともに執行委員だけでなく支部で活動できる人が限られ、活動の低下を来している。特に近年では以前のように当局からの直接の圧力もほとんどみられないが、研究・教育など多忙などもあって委員長をはじめ執行委員の引き受け手がなく、執行委員の一定人数の確保が困難になってきている。

組合員の減少は、組合財政の悪化に直結していて、専従者の身分に影響を与えた。日大のように多地域・多部門・多職種などにわたる複雑な職場であるにもかかわらず、執行委員のメンバーは毎年交替するため、各支部の状況や組合全体の状況把握が難しく、書記局・専従に依存するところが多い。

書記局は船崎信弘氏が1968年に初めて組合の専従として就任、1979年7月からは書記長として活動し、その後、山岸純子氏が追加勤務、80年代後半から山本恭裕氏が専従として組合活動を支え、今日、三井寺氏に引き継がれている。

2) 支部活動

組合活動の基盤は、支部活動である。したがって、組合活動の歴史を述べるには各支部の活動状況、歴史を述べるべきである。特に、各支部の支部交渉や支部報の発行状況などは組合活動の基本を示すものである。

が、資料や時間の制約などからここでは述べるのが困難である。ただ、医学部支部の活動は、大学、高校支部と異なった問題と特徴ある活動のためここに特筆しておく。

医学部支部は、病院を中心とする医療という特殊な分野であり、大学の教職員組合と異なった問題を抱えるところである。1969年2月に板橋病院を中心に結成され特有の問題を抱え、一時期看護婦をはじめ多くの組合員を抱え、もともと活力ある支部として組合を引っ張ってきた。

支部の勤務条件の実態調査やアンケート、署名活動、「私の要求」運動など、創意工夫による活動、そして忍耐強い努力は、不当な配置転換を撤回させたり、看護婦数の確保や看護婦寮の問題の改善、宿日直勤務の問題、ナースコール設備改善要求署名など病院の労働条件を改善させてきた。また、こうした支部の存在が、当局の一方的、強制的な無理な業務命令などをできなくしてきた。また、医学部支部として東京医労連加盟によって他の大学病院労組などと連携して、他大学病院などの条件に近付け社会的役割を果たしてきた。

しかし、2009年に出された医学部支部発行の「40年の歩み」では、職場全体が慢性的な欠員状態であるため、医療内容の高度化に伴い仕事量も増え、勤務シフトも多様化してきている状況にあることなどから、組合活動が大変困難になりつつあることが述べられている。

3) 教育研究討論集会など

組合では、76年11月に経済学部校舎で組合活動、71年に「国民のための日本大学をめざして」として『日大白書第1号』を出し、結成10周年記念として、桧山和彦「組合十年の歩み」、小島健司（日本福祉大学教授）「春闘の歴史と展望」の講演が行われ、翌年には『日大白書2号』が刊行された。86年12月には、20周年記念集会として日大会館で、統一テーマ「語ろう今日の日大、語ろう明日の日大」が語られ、『組合結成20周年記念誌』が発行された。96年11月には大学本部大講堂で、組合創立30周年記念祝賀会と建学の精神や財政問題などについてのシンポジウムが開催され、『日大白書第3号』が出版された。2006年の組合創立40周年記念の式典では「日本大学の進むべき方向について」のシンポジウムと提言冊子が出版された。このように節目ごとに記念シンポジウムや講演会を開催してきた。

その他に毎年、呼称はその時々的情勢に合わせて「教研集会」や「春闘決起集会」「新春討論集会」として教育・研究集会を外部の専門家の講演や組合教職員の報告などを基にして、大学のあり方や、入試制度、労働問題、医療問題などを学習してきた。1990年以降は1月を中心に「新年の集い」と合わせて開催され、2000年から「新春討論集会」と呼ばれている。こうした討論集会では、政府の大学政策、私学助成などの全国的課題やその時々大学の直面する問題などを討議し、着実な組合活動として評価される活動を続けている。

この他、組合員としての資質を向上させるために主に大学の寮を使って「組合学校」と称する研修会が1968年から開かれ学習を重ねたが、最近は組合員の負担も多く計画されなくなっている。

4) 親睦のための行事

厳しい闘いの中で、いかに仲間が親睦をはかって団結を固め、組合員の活動のエネルギーを生み出し、また組合員拡大のきっかけを作るかが試みられた。青年婦人部を中心に、ハイキングが企画され、スキースクールなどが催された。医学部支部などでは盛況であった。特に、90年代には福利・厚生活動が活発に展開され、青婦部主催の小旅行や映画鑑賞と講演のつどいなどが活発に行われた。

しかし、近年組合活動が停滞化するとともに、あまり行われなくなる傾向があり、現在は組合OB会と共催で行われてきている。

5) 「高校部会」

高校部会は、1975年には執行委員の中に高校部会担当者を設け、高校における諸問題について取り組んできた。特に、1984年から行われている教員の意向や実情を無視した強制配転には反対の運動を展開し、その結果1994年には「強制配転は行わない」という大学当局の回答を取り付け、異動は希望者のみとなった。ま

た、中高教職員の勤務時間等を調査し、長時間・過重労働解消のために専任教員の増員要求を行った。その他に、大学入試における付属高校推薦のあるべき姿の探求と「統一テスト」の問題とについて取り組み、推薦制度に一定の影響を及ぼしている。「高校部会報」もしばしば発行され、高校の運営の改善にも影響を及ぼしたと思われる。

6) 「大学部会」

高校部会が活発に活動したのに対し、やや遅れて大学部会が行われ、執行委員会に担当者を置いて活動し始めたのは1992年頃である。教育・研究集会を担ったり、助手問題、教員の任期制導入に反対する課題などについて取り組み、2005年頃まで活発であった。

7) 他大学の組合との交流

他私大組合との交流は、3名の組合執行委員が解雇されたとき、1969年4月に東京私教連大学部において「日大闘争支援共闘会議」が設立され、その後1973年の第10回定期総会で採択され「私教連」(現在の「東京私大教連」)への加盟となった。加盟後近年まで私大教連の中央執行委員を出していたが、ここ数年は出していない。私大教連からの他私大の情報や指導は不可欠のものとなっている。現在は執行委員会や団体交渉などに参加してもらいアドバイスを受けている。それに先だって医学部支部では、1972年に東京医労連への加盟が認められ、他の医療関係の大学と情報交換などを行っている。しかし、ここ数年は停滞気味である。私大教連では、毎年「私立大学新入生の家計負担調査」を1985年から行って貴重なデータを公表しているが、日大の組合も毎年調査に貢献している。

8) 組合の広報活動

組合結成以来、「組合報」「組合速報」あるいはその時の情勢に合わせた「闘争ニュース」などが発行され、組合員への情報伝達だけでなく組合未加入の教職員へも、諸々の情報を伝え、組合の活動が教職員の諸条件の改善のために努力していることを知ってもらうなど、組合活動の中心的な役割を担ってきている。最近では2014年に「日本大学のガバナンスを考える」を出している。

ホームページは、1998年5月から開設され、その後、組合の紹介やアンケートに利用するなど、地理的に分散した不利などを軽減するためにも活躍している。ただ、支部の機関誌を含めて、機関紙、HPなどさらに重視して不十分な点をさらに補う必要がある。

5. 民主化運動

研究・教育・労働条件の問題はもちろんのこと、それらの問題の根底となっている日大特有の問題がある。日本大学が大学らしい大学として社会的責任を果たすために、大学の民主化の必要性がある。日大は日本の小さな県に匹敵する予算規模を持ちこれを動かすのであるから当然権力争いが発生する。これまでに権力をめぐって総長選挙あるいは理事長の座を占める争いは絶えない。こうした問題は日大の古い体質や規模などから生じる、日大特有の問題と言える。

(1) 入試の明朗化と総長示達

日大は校友会推薦や学内者を通じた個人推薦、あるいは裏口入学が行われていた。入試関連からこうした疑惑を排除するために77年12月には、入学時寄付金の徴収をしないこと、個人紹介を受け付けないことなどを理事会決定として発表したいわゆる「総長示達」が出された。これは組合の大学民主化運動への取り組みを背景に、公費助成という外圧が契機となったものであり、日大にとって画期的なものであった。しかし、その実現は容易ではなく、付属高校などで「校務運営上」として大学関係者に関連するものの入学がなされたり、組合では数年にわたり団交などで総長示達の徹底を訴えてきた。

(2) 日大の総長選挙制度と実態

1) 総長選挙制度 注)

総長、学部長選挙は日大民主化のバロメーターである。総長選挙に関しては、次のように実施された。「使途不明金問題」や学生運動抑圧、教職員の劣悪な労働条件に反発して「日大紛争」が起き、その解決策の中から当然「総長公選」制が求められ、1969年8月に「日本大学総長選挙規則」、「選挙管理委員会規程」が決定され、日大の総長選挙制度が確立された。規則の第8条では、候補者を「100名以上の連署を持って推薦委員会に推薦することができる」、第9条では、選挙資格が教員は専任講師以上、職員は参事補、技師補、高等学校では教頭以上と制約があるものの直接選挙は、当時としては他私大と比べても先進的なものであった。

しかし、日大の総長選挙は、ある意味でゆがんだ日大の歴史の一面を形成している。2,000億円以上の日本一の予算規模を持つ私立大学で、総長・理事長の権限は絶大である。従って、アカデミックな雰囲気だけでは済まないものがあつたと思われる。「大学情報」や「主役」など多くの「怪文書」が横行する特殊日大的で、その主筆が後に理事になるなど、利権が絡んでいるとも言われる状況が生じた。

教職員、学生にとって、総長にはどういう人が選ばれるか、あるいは、どういう経緯で選ばれたか、も大きな問題であった。

2) 組合による公開質問状による情報提供

組合では、学内改革に少しでも意欲的な総長が選出されることが重要であると考え、総長選挙毎に候補者へ公開質問状を行い、その回答を『教職員組合報』に掲載して教職員に公平な情報を提供した。また、推薦委員会の在り方や選挙権の拡大、多選禁止などに取り組んだ。

選挙をやること自体が民主化の第一歩である。それは、ほぼワンマン体制を形成した鈴木勝総長でさえ一般教職員を意識して選挙前に給与格差是正や他大学に劣らない給与を約束するなど、選挙を行うことの重要性を示している。候補者は、自らの所信表明や業績を全教職員に知らせ、教職員もどの候補が大学のために働いてくれるかを選択することができた。

しかし、大学の指導者が望む総長を選出するには、教職員の直接選挙を行わないことが必要であった。実際には、大学当局は「総長選挙のたびに流言飛語が飛び交い、時には週刊誌等にも無責任な掲載がなさ

れるなど、大学及び個人の名誉が著しく毀損されている実情」なので、選挙規則の改正が必要との事由を
発し、その後、「学校教育法」の改定に乗じて、総長制をなくし理事長の統括下に学長を置くことになっ
た。学長の選挙規則を選出規則として一般教職員に直接選挙を行わせないで、実質的な任命方式にした。

一般の教職員は自分たちで最も良いと思われる学長（総長）を選んでこそ、研究・教育に邁進できると
思われるが、選挙をめぐる一般の教職員が関与し得ない場面で争いが生じる。「総長選出」に関連して特
筆すべきは、「総長辞職勧告・告発」問題であった。

3) 「総長辞職勧告・告発」問題－辞職勧告と学部長解任

90年6月におこなわれた第8回総長選挙では、木下総長が誕生したが、「週刊誌などに対立候補を誹
謗・中傷をする記事を掲載させ、選挙の公正を妨害した」として、14学部中10学部長が木下総長に辞職
勧告をし、東京地検に告発した。これに対し木下総長は各学部で選ばれている学部長を解任処分し、理事
解嘱、学部長選挙規定改訂などを教授会に諮ることもなく進めた。大学では「調査特別委員会」を設置し
て対応したが、91年には一般教職員には何も理解されぬまま、「3理事・5学部長の処分」という極めて
不透明な形で、いつの間にかうやむやになってしまった。この問題で組合は、公開質問状を出し、真相究
明を求め、学内の総意の尊重こそが必要であることを訴え、その事態收拾のあり方について声明を発表し
た。

4) 日大特有の問題として「主婦の友会館」跡地の取得問題、定年延長廃止問題や、総合大学院構想など
の教職員の声を無視して強行された諸問題については、第1章の提言で詳しく述べられているので、ここ
では省く。

注) 総長選挙のこれまで

総長、学部長選挙は日大民主化のバロメーターである。総長選挙に関しては、次のように実施された。
「使途不明金問題」や学生運動抑圧、待遇改善に反発して「日大紛争」が起き、その中から当然「総長公
選」が求められ、日大の総長選挙制度が確立された。

- (1) 1969年8月30日に選挙を実施。規則では、過半数に満たない場合、「上位2名で決戦」とある
が、臨時措置として「比較多数」により行われた。鈴木勝（歯）、朝永振一郎、染野義信（法）を
推薦、朝永は辞退し、投票により鈴木勝が総長に決定した。
- (2) 1972年6月の選挙は、候補者推薦委員会が、高梨公之（法）、小田切松義（商）、木村秀政（理
工）を推薦したが、共に辞退し、第8条による立候補者がいなかったため鈴木勝に決定。
1974年には、長沢滋理事長が辞任して総長が理事長兼任となった。
- (3) 1975年公選制3回目、鈴木と高梨が候補者に推薦され、第8条候補なく、対立候補辞退で自動的
に鈴木三選となる。
- (4) 1978年前2回の無投票当選は望ましくないとして、加藤一雄（法）が連署で立候補表明したが、
推薦委員会は、鈴木、妻倉昌太郎（文理）、大沼健吉（経）を候補者として推薦、大沼辞退、2人
を推薦、第8条による加藤は精査の結果100人以上の署名が無いと認定され、妻倉辞退で鈴木
の4選決定。
- (5) 1981年、鈴木勝、加藤渉（理工）、高梨公之、堺毅（生産）で選挙が行われ、票が割れて、第11
条第2項による投票（上位2者）によって鈴木5選が決定した。理事長柴田勝治就任。
- (6) 1984年昭和59年：加藤渉、高梨公之、妻倉、堺の4氏の間で争われ、決戦の結果第2位であ
った高梨が第7代総長に決定。この後、規則の一部改訂が行われ、第5条③各学部から選ばれる推
薦委員は、学部長、教員（専任講師以上）、職員（参事補、技師補以上）から1人ずつに変更、第

8条、連署による推薦に下限と上限を変更、第13条、候補者が1名になった場合、信任投票に代えて委員会の議を経てその候補者を当選者とすることができる、などの変更が行われた。

- (7) 1987年、高梨、井手生、滝口久が推薦され、高梨が当選。
- (8) 1991年、第9回総長選挙は、木下茂徳（理工）、井手（経）、園田平三郎（商）で争われ、木下が総長に当選するが、選挙をめぐる不正があったとして9学部長が告発した。木下総長は逆に訴えた学部長を解任して裁判になった。
- (9) 1993年、第10回総長選挙は、瀬在良男（文理）と瀬在幸安（医）の兄弟間の選挙となり、兄の良男が総長となり理事長を兼務した。
- (10) 1996年、瀬在幸安、柳沢弘士（法）、和井内徹（理工）が競って瀬在が総長に。
- (11) 1999年、瀬在幸安、柳沢弘士、門田定美（農獣）で選挙が行われ、瀬在が再選された。この後、対決した柳沢法学部長を免職処分に、柳沢は提訴し裁判に。
- (12) 2002年、推薦委員会は一人しか候補者を出さず、瀬在幸安を第10条第1項及び2項に基づき、議を経た結果、当選者と決定。
- (13) 2005年、小嶋勝衛（理工）と佐々木恵彦（農獣）で争い、小嶋に決定。
- (14) 2008年、酒井健夫（生物資源）と小嶋勝衛で選挙が行われ、現職小嶋が敗れた。
- (15) 2011年、大塚吉兵衛が第10条第1項に基づき総長に決定。
- (16) 2014年、総長選挙制度がなくなり、100名連署による候補者が推薦されたが、学長候補者推薦委員会は、大塚吉兵衛のみを推薦し、無投票で大塚に決定し、再任。